

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（三件） （廃棄物対策課）	一
○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 （保安林の指定の予定） （同）	二
○道路の区域変更（三件） （道路課）	三
○道路の供用開始（二件） （同）	四
○土地改良区役員の就任の届出 （仙台地方振興事務所）	四
○開発行為に関する工事の完了（二件） （建築宅地課）	五

告 示

○宮城県告示第七百五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東部環境

2 所在地 宮城県東松島市大曲字南浜一番地四

3 代表者の氏名 代表取締役 工藤 豊和

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大曲字南浜一番四、一番六、一番十、一番十一

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類

五 申請年月日

令和五年十一月十三日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 令和五年十二月十二日から令和六年一月十一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和六年一月二十五日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百五十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東部環境

1 名称 株式会社木村土建

2 所在地 宮城県東松島市大塩字五台二十三番地二

3 代表者の氏名 代表取締役 木村 浩章

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大塩字荻窪三十二番四、三十二番十

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類、がれき類等の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号第七号及び第八の二号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は除く）

五 申請年月日

令和五年十一月二十日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 令和五年十二月十二日から令和六年一月十一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和六年一月二十五日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百五十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第五十一条の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和五年十二月十二日

申請者の名称、所在地及び代表者の氏名 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 名称 株式会社木村土建

2 所在地 宮城県東松島市大塩字五台二十三番地二

3 代表者の氏名 代表取締役 木村 浩章

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大塩字荻窪三十二番九

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

廃プラスチック類、がれき類等の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号第七号及び第八の二号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は除く）

五 申請年月日

令和五年十一月二十日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 令和五年十二月十二日から令和六年一月十一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和六年一月二十五日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百六十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第五十一条の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」

という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東部環境

2 所在地 宮城県東松島市大曲字南浜一番地四

3 代表者の氏名 代表取締役 工藤 豊和

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大曲字南浜一番四、一番六、一番十、一番十一

三 産業廃棄物処理施設の種別

廃プラスチック類の破碎施設(二施設)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第七号)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

令和五年十一月十三日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 令和五年十二月十二日から令和六年一月十一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和六年一月二十五日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第七百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎飯森四九の五五、五三から五五まで、六一の一、六七の一、七一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 清水浜志津川港線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	六・八	三〇・二	二四一・二

本吉郡南三陸町志津川字袖浜一〇九番八地

先から 同郡同町志津川字袖浜四八番二地先まで	後	一四・六 七八・四	二四一・二
---------------------------	---	--------------	-------

○宮城県告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
本吉郡南三陸町入谷字入大船沢一三五番六一地先から 一地向から 同郡同町字入谷字入大船沢一三五番六一地先まで	一五・六 二一・六	一五・六 二五・九	三四・〇	三四・〇

○宮城県告示第七百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 弘川町向線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-------	-----------------	-----------------

本吉郡南三陸町歌津字弘川八七番一地向から 同郡同町歌津字弘川八七番一地向先まで	前	四・六 五・七	九二・五
	後	一〇・七 四八・一	九二・五

○宮城県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市美園二丁目二六番地先から 同市美園三丁目一番一地向先まで	令和五年 十二月二十五日

○宮城県告示第七百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢一三五番六一地向から 同郡同町字入谷字入大船沢一三五番六一地向先まで	令和五年 十二月十二日

○宮城県告示第七百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、金洗塚土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和五年十二月十二日

就任した者

宮城県仙台地方振興事務所
所長 高橋 義 広

令和五年十一月二十四日	就任年月日	氏名	住 所	役職名
文屋 栄悦			黒川郡大衡村駒場字深待四十二番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十二月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市愛島台五丁目百一番二十四の二の一部、百一番二十五、百一番二十六の一部、百一番二十七の二の一部、百一番五の二の一部、百一番二十四地先の道の一部、百一番二十五地先の水の一部、百一番二十六地先の水の一部（第四工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十二月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市押分字奥山百七十八番二十三、百八十三番二十四、百八十三番二十六
名取市大手町五丁目十二番地の二

令和エステート株式会社